

(様式第1号)

平成25年度 第2回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成26年1月27日(月) 10:30~12:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室
出 席 者	出席 会長 柳屋孝安 副会長 中里英樹 委員 高田昌代, 武本夕香子, 宮本由紀子, 船橋久郎, 浅野理恵子, 岩尾實, 辻原永子, 中山克彦 欠席委員 なし (敬称略)
事 務 局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進課 岡田課長, 高橋主査, 担当 松原, 南
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	1人

1 会議次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議題

第3次芦屋市男女共同参画行動計画の実施計画について

(3) その他

2 提出資料

第3次芦屋市男女共同参画行動計画(H25~H29) 進行管理調書

3 審議経過

=開会=

事務局/岡田: みなさま、おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。私は芦屋市男女共同参画推進課課長の岡田です。定刻となりましたので、ただ今から、平成25年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催します。

はじめに、この審議会ですが、平成21年度に芦屋市男女共同参画推進条例が施行されたのに伴いまして、芦屋市の附属機関として男女共同参画の推進に関する事項の調査審議を行うために設置されました。委員の任期は2年で、ただ今の委員は今年度と来年度、したがって平成27年3月末までとなります。

事務局/岡田: この会議ですが、芦屋市情報公開条例第19条に基づき、原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は、非公開についてお諮りさせていただきます。

会議録の公表につきましては、発言者のお名前も公表いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、この審議会のほかに、市組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。以上、審議会等の説明でございます。

現在のところ、傍聴のご希望は1人となっておりますので、傍聴の方にお入りいただきます。

それでは、会議開催にあたりまして柳屋会長からご挨拶をお願いします。

柳屋会長：みなさま改めましておはようございます。今日の審議会は、第3次行動計画に基づいて、平成25年度以降の実施計画をご検討していただくということですので、よろしくお願いいたします。ご存じのとおり、男女共同参画に関する施策の実現に向けて、いろいろご意見があるところではございますが、国も女性の輝く日本を実現するという目標を掲げておりますので、それに至るまでさまざまな法改正や施策の実施が行われています。それが直接・間接的に芦屋市にも影響を及ぼしていると思いますので、そういう省レベル、県レベルの変化を実施計画の中に落とし込んで芦屋市の男女共同参画のより良い実現に向かいたいと私自身思いますので、なにとぞ委員の皆さんのお知恵を拝借したいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局／岡田：柳屋会長ありがとうございました。それでは続きまして議事進行をよろしくお願いいたします。

柳屋会長：それでは議事進行をさせていただきます。本日のメインのテーマは先ほど申しましたように芦屋市男女共同参画行動計画の実施計画に関しまして、すでに皆様のもとに資料が届いているかと思えます。それでは事務局から要点をご説明お願いいたします。

事務局／岡田：事前配布資料としまして、お送りさせていただいております資料をご覧ください。始めに第3次計画の初年度が今年ですので、この計画書の見方をご説明させていただきます。お配りしております資料は平成25年3月に策定された行動計画についての実施計画です。この計画書の中に具体的施策のNOが書かれていると思いますが、その番号とこの表の具体的な施策のところが一致しているというものですので、計画書の中身を見ていただくと同じことになっております。それから事業内容というところが、同じく計画書の中にすでにあげられているものですので、この番号と具体的施策、事業内容を見ていただくと計画書の内容を見ているのと同じ状態になります。本日の審議会でみなさんにご覧いただきたいのがその右側の事業実施目標というところです。具体的に今年度どのような目標をもって事業を実施していくのかを今日の審議会で審議いただくところです。事業の実施目標ですので、本来ならもっと早い段階で出すべきだったのですが、今年度につきましては前計画の5年間のまとめをこの夏にいたしましたので、実施目標のまとめが遅くなりました。来年度からは、今年度の事業が終わって、決算が終わった段階で今年度の事業の実績報告がでると同じくして次年度の実施目標を策定して、だいたい夏頃に今年度実績と来年度実施計画・目標があり、今年度だけ少し遅れているということです。この表でいいますと、実施目標があり、そして予算が上がっていて予算の欄の横に決算という欄があります。決算は

6月締めとなりますので、来年度の6月になりましたら今年度の事業の決算が出ます。その段階で決算額が定まり、事業の実績も報告ができます。それをまとめたものをだいたい夏ごろにみなさまにご報告させていただきたいと思います。その右側に所管評価というところと、目標に対して努力した点や実施効果未達成の理由等、部長評価、平成26年度事業実施目標という欄を設けています。来年度の夏にはこの実績が出てまいりますので、目標に対してどのような工夫をしたのか、効果があったのかなかったのか、など目標に対して未達成の部分があるのであればその原因は何なのかなど振り返れるようにしています。その振り返りをすることによって所管の評価とそれに対する部長の評価が出てくるようになっていきます。このように毎年ローリングしていきます。今まで前計画の時には課長コメント、部長コメントというものを入っていたのですが、今回は目標に対しての達成・未達成・実施の効果等で振り返っていきようとしているものです。それから予算額のところなのですが数字が入っているところと入っていないところがあります。数字が入っているのは具体的な事業にこのような予算、たとえば1番最初のページですと下のほうの初任者研修のところに入っているのですが、予算の段階でついているときに具体的な数字が入っています。「―」になっていますのは、個々の事業に対して予算がついているものではなく、経常経費の中でおこなっているものについては細かな予算が設定できませんので「―」にしております。予算がないということではありません。たとえば啓発のポスターですと、パンフレットは原則的に庁内で印刷をかけますので、予算としてはあげていないけれども、経常経費の中で行っていると、そのような場合に「―」で入れています。

それでは表の見方はこういったところで、すこし内容の説明をさせていただきます。第2次計画は144施策ありまして、事業数で言いますと約260事業ほどありましたが、煩雑でしたのでそれを統廃合、また、再掲はできるだけしないようにまとめ、本計画については69施策とだいたい半分ほどに整理しました。では、男女共同参画の所管しておりますところを説明します。NO1は啓発の推進ということで、広報やHPなどの媒体を通じた啓発活動の推進として、1つは条例の趣旨に啓発というのをおこなっています。これは6月の男女共同参画週間のときに、広報に特集を組みます。今年度も男女共同参画週間に絡め記事を書きました。そのほかに年に4回発行するウィザス通信に、条例の趣旨や、その時々注目すべきテーマについて特集を組んでいます。そのほかに啓発できる機会、例えば講座など実施した時にアンケート用紙を作り、その中の項目として、「あなたは男女共同参画推進条例があるのをご存知ですか」などの項目を作り、芦屋市の男女共同参画について知っていただく機会にしています。これは数値目標にも挙げています。こういう周知を進めていくということで数値目標を定めて、前回の市民意識調査の中で条例についてあることは知っているかと答えた方は36.1%だったので、平成29年度までになんとか50%までに近づかせようという数値目標も設定しております。数値目標に関してはこの計画書のP51のところ載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。そのような形で広報ですとかHP、それから最近ではサンテレビで文字データ放送を利用し、情報発信しています。その他刊行物というのは、折々にふれまして、たとえば成人式の時などに刊行物をお

配りするなどして、広報しております

NO2の職員研修の実施、これは人事課が所管するものです。計画策定時にも、職員の意識啓発の中で重要な部分というご意見いただいております。そのなかで新任研修と特別研修で管理監督職対象の男女共同参画推進のための研修を実施しているということです。特別研修の方は、今年はずでに実施されています。ハラスメントの防止研修ということで、セクハラのほかにはパワーハラスメントなどを防止するための研修ということで、実施しています。

次頁、NO4の男女共同参画週間記念事業、毎年6月の週間記念事業の中でルナホールで、男女共同参画にちなんだ映画の上映会をしています。今年度も6月22日に実施しております。その時に必ず職員がマイク放送で、「男女共同参画という言葉を知っているか、女性のためだけではなく、男性のためにもお互いが暮らしやすい生活を目指して男女共同参画というものがある」ということとか、「記念事業はこういった由来があって実施しています」というようなご説明をさせていただいております。

その下のNO8市附属機関等における男女共同参画の推進というところをご覧ください。政策方針決定過程における男女共同参画の推進というのは前計画から持ち越している部分で、なかなか進んだり進まなかったりしておりますが、特に市の附属機関等における男女共同参画の推進については、女性の委員の割合を40%にする目標に取り組んでましたが、なかなか達成できておりません。ちなみに、附属機関というのはそれぞれ地方公共団体などに設置をされている執行機関に属するもので、法律を根拠に設置されているもの、あるいは条例で設置されているものがあります。そのほかにここに言います附属機関等というのは法律や条例の規定以外に、要綱などで設置をされているようなもの、計画を策定するときの原案委員会などそういったものを全部含めた数字をこの中にいれています。計画書の中にも審議会等の委員の割合として35ページに載せているのですが、これは国へ報告している数字です。分母の取り方が違うので少し数字が変わってきます。変わってきますけれども、だいたい傾向としては同じ傾向になっています。国に報告するのは地方自治法で規定されている審議会等を報告しますので、表の中にある数字とは少し違うということです。ちなみに実施計画書では、平成24年4月1日現在、33.8%の女性委員の割合となっています。平成25年4月1日の女性委員の割合は少し下がっておりまして、33.3%となっています。このところ何年間か上がったたり下がったり、若干下がり気味かなというところできています。この原因ですが、審議会でも何回かご説明させていただいたのですが、附属機関の構成として、たとえば学識の方であったり市民委員の方であったりそれ以外に団体からの推薦の方であったりこの審議会ではありませんが市議会の委員が入られる場合や、あるいは行政の職員が委員として参加する場合があります。特に行政の委員や市議会の委員が入られるときはどうしてもあて職として役職についている方が入る場合が多いです。市の場合ですと部長級が入ることが多いです。その場合どうしても女性がいなかったり少なかったりと、そういった部分で数字的にはどうしても下がってしまう。いわゆるあて職というものを除くと、ほぼ40%を達しているような状態なのですが、あて職を含めると33.3%という数字になってしまい

ます。そういう現状です。政策方針決定過程における男女共同参画を進めていくために、取り組みを進めていかなければならないというのを、団体のみなさまにも説明をしながら各所管で取り組んでいるところです。

その下のNO10、女性職員の管理職等への積極的登用ということであげています。こちらは附属機関に比べて順調に数字が伸びているところで、芦屋市の方針として、管理職に就くといった場合には性別ではなく、その職責を担えるかどうかで判断しています。そうしますと結果的に今まで女性の職員が少なかった反動といいますか、女性職員の管理職の割合が増えてきているということです。今はほぼ職員構成の男女比に比例した形で特に主査級についてはほぼイコールのかたちでなっています。一般行政職の女性職員の割合は30%程度ですので、主査級以上の女性職員の割合もほぼイコールの状態です。

それから次のページ、ここはいわゆる第3次計画の重点課題となっているところでもあります。

女性のエンパワメントというところで、NO12で就業に関する相談や情報提供、女性のための就労支援講座の実施関係機関との連携で相談などできないかということ、これは重点課題としてこの5年間で取り組んでいきたいと思っています。実施状況としましては、チャレンジ相談やチャレンジ広場を実施しております。ハローワーク西宮主催の子育て女性等の就労就職支援協議会にも参加しておりますが、ハローワークともう少し具体的な形で何かできないかという検討をしたいと思っております。他市では、ハローワークが直接支所のようなところも置いていたりしています。芦屋市は場所の問題や人口が少ないという課題もありますので、支所のような形でできるかどうかは微妙なところなのですが、できれば何かの形でもう少しハローワークとは連携を取りたいと思っています。労政部局とも調整をかけないといけないところです。

次は、NO20。この5年間の重点課題としてワークライフバランスの促進を挙げています。市としては啓発と情報提供の役割くらいで、ほかの事業所に対しては強制力を持つ立場にはありませんので、啓発を進めるということにならざるを得ません。啓発の1つに、ウィザス通信の発行があります。お手元に本日ウィザス通信を置いてありますのでまたご確認ください。ワークライフバランスの促進というのは次回の3月号が家事男（カジメン）の特集号です。またイクメン講座など父親対象の企画はしているのですが、男性の参加率は低いです。PTA協議会にお声がけするなど、様々な工夫をしても男性の参加というのはすこし少ないです。1つは土曜日に講座を開講して来やすくすること、お父さんだけの参加はハードルが高いので、家族で来てくださいとしてお父さんも一緒に来てもらえるようにすること。今年度、市民企画講座で絵本の読み聞かせをしているのですが、男性も一緒に来られることがあります。他の市民企画講座でイクメン講座をしているのですが、8割方はお母さんとお子さんなのですが、中には1人、2人のお父さんも参加が見られるようになったと思います。

その次はNO21の就学前の子どもへの支援ということで、子ども・子育て支援事業計画の策定です。既に、昨年6月にこども子育て支援会議条例を制定し、現在支援計画の策定に向けて進んでいます。

次ページ，NO23の事業・行事への積極的参加の促進のところ，土日開催事業の企画，市民企画講座については先ほど説明いたしました，親子防災減災セミナーをこの12月に実施いたしまして，大変好評でした。小学生の子どもと親子で多数参加していただきました。

NO30，市職員に対するワークライフバランスの啓発ということで，市は芦屋市で最大規模の事業所の1つですので，その職員に対してワークライフバランスの啓発をしていくということです。人事課も力を入れており，毎月月例報告として各課長から人事課のほうへ報告をあげるようにしております。毎月報告をしていながら計画的な休暇取得など取り組んでいます。

NO35，ここも重点課題として設定をしているものです。1つは女性に対する暴力をなくす運動。毎年11月に啓発キャンペーンをしております。児童虐待の防止月間が11月にあたりますので，2年ほど前から合同でキャンペーンを実施，団体の皆さんへの広がりも出てきました。今年も合同キャンペーンを実施しました。そして女性相談の実施，配偶者暴力相談支援センター機能の充実，市民相談の実施，緊急一時保護等の援護措置，関係機関の連携による被害者支援，セクシュアル・ハラスメント防止の啓発というのがここであがっています。これは委員のみなさまへのご報告ですが，DV防止法が昨年の7月に改正・公布され，1月3日から改正法が施行されております。防止法改正でどこが変わったのかといいますと，配偶者間暴力となっていたところを，その法の対象の中に「生活の本拠を一にしている交際相手からの暴力」を法の対象に含めていこうというのが改正法の趣旨です。保護命令制度に関してもそのように準用されます。芦屋市の場合は，DV対策基本計画の中で交際相手からの暴力も計画の対象の中には含めていたのでその中で対応していけばいいのかなと考えています。

NO42，基本課題3のところ生涯を通じた心身の健康づくり対策の推進ということで，毎年健康講座を行っているのですが，宮本委員にも講師として来ていただきまして，特に10代，中学生以上のかたをターゲットに絞り健康講座を実施しました。夏休みに実施し，親子で来てくださという形で公募したのですが，中学生はお1人だけの参加で，やはり来づらかった面もあるのかなと感じます。今後も自分の体というのを知っておこうということで，若年層向けに考えていきたいと思っております。

NO56，住宅困窮者に対する支援ということで，市営住宅申し込みの際，加点制度というのがあり，障がいのあるかたであったり，あるいは1人親家庭であったりする場合に加点することによって優先順位を少しあげていく。優先順位を上げていくことによって，抽選の時に少し有利になる。その中で，例えばDVの被害にあって保護命令が発令されているかたや，一時保護されていたかたであったりとかに対しては加点をつけているということです。

NO59が防災分野における男女共同参画の推進ということで，昨年度までの審議会でもご意見をいただいていたところですが，この1月19日に総合防災訓練を実施しました。これは実際に津波を想定しての訓練ということで，43号線以南の方に実際に逃げてみましようということを目的にした訓練ということで，大規模な訓練をい

たしました。その時に災害時の要援護者、たとえば足の不自由な方や高齢のかた、逃げにくいかたなどをどのように逃げていただいたらいいのかというモデル訓練でした。福祉部局が中心となって、浜地区に高層住宅があるのですがその高層住宅というのは災害復興住宅も兼ねていますので、高齢者のかたも多いです。水平避難が難しい場合、垂直避難をいかにしていくのかということ、福祉部局が中心となって、特に要援護者のかたのモデル訓練を行ったということです。ただ、3階以上を目的にしておりエレベーターを基本的に使わないということにしておりますのでなかなか上がっていただくのに時間がかかって、そこは訓練を実施しながら市民のみなさまにも慣れていただき繰り返していかないと難しいのかなというところです。

基本目標5のNO60, 61, 62のところでは、第3次行動計画がこのように、毎年度実施目標を設定して来年度それに対する振り返りをし、審議会で報告をさせていただきます。庁内におきましても冒頭でご説明したように本部会議と、課長級の幹事会というのがあります。この事業実施目標につきましては庁内的にはすでに実施をされているということです。それからNO64は新規事業で、男女共同参画センターの移転整備はこの4月にすでに実施をされていますので、今後は継続事業として残していきます。以上です。

柳屋会長：ありがとうございました。それでは各委員のみなさん、ご質問等ございましたらお願いいたします。

武本委員：基本目標1の職員研修の実施ですが、年何回実施されているのですか。

事務局／岡田：最低1回です。いろんな研修があつて追われているという状況ですので、そのなかで男女共同参画研修というのは年1回でも取ってほしいということとでしております。

武本委員：基本課題2の男女共同参画に関する各種講座の実施というのは市民向けということですか。

事務局／岡田：はい、市民向けです。

武本委員：男女共同参画に関する講座で年間10講座程度と書いてありますが、テーマ・方向性としてはどのような講座が10講座あるのですか。

事務局／岡田：すでに今年はいくつか実施しているのですが、先ほどの例は健康講座です。リプロダクティブヘルス／ライツのテーマで若年層、今年はたまたま若年層中心だったのですが。

武本委員：男女共同参画の視点で関わりのあるのが10講座ということですか。

事務局／岡田：そうです。その手法として健康講座やエンディング講座、あるいは就労に関する講座です。今お手元に今年の2月に実施するチラシを配布しております。女性の就労支援講座やイクメン講座など、そういった男女共同参画の視点で市民向けに講座をするものが私どもで所管する講座ということです。

武本委員：ありがとうございます。それからNO8の附属機関の女性委員の割合があて職があるのでどうしても30%台になってしまうという内容はわかったのですが、この目標が50%ではなくて、目標なので達成するかはまた別の問題だとは思いますが、40%目標にされておられるのはなぜでしょうか。

事務局／岡田：この目標設定の経緯ですが、国は2030ということで、30%を以前から目標にしています。芦屋市は比較的取り組みは早かった経緯がありまして、この3次計画の前の第2次計画の時点で既に40%というのを目標にしていたと。国の目標が30%の時代に40%に目標をしていました。ただ、第2次計画10年間で達成できませんでした。30%は超えたが40%には満たなかった。そうすると、達成できなかったものですから、そのままその目標は次に持ち越して40%に引き続き設定するという経緯の中での考えです。

武本委員：私は目標なので高く設定してもいいのかなと思ったものですから、ご指摘させていただきました。あとNO59の災害時のご説明で浜のほうのかたたちの問題など教えていただきましたが、若干男女共同参画の観点が薄いのかなと思います。高層住宅の避難は高齢者の方だと思います。高齢者の方も大事にしないといけないのですが、男女共同参画の観点からするとどういう関係があるのか、教えていただきたいと思います。

事務局／岡田：昨年度、高田委員から何度かご意見いただいていたいて、例えば男女共同参画の視点であれば、妊産婦の避難をどうするのか、そういったことがあります。ここでいう災害時の要援護者支援というのは、名簿を作って、名簿を活かしながら、実際の避難にむけてどうやっていったらいいのかというところなんです。整備の途中ですが、センシティブな個人情報取り扱いの問題ですから、名簿の整理が難航したという経緯があります。住民の方のご理解や同意をとりながら進めています名簿をどのように活用するのかが見えてこない同意もなかなかいただけません。そういったことを踏まえながら、名簿を作成していくということがありますので、最初の名簿の作成というのが高齢者・障がい者をターゲットにした名簿です。妊産婦というのは割と短期間で、子どもは大きくなるし、お腹のなかにいるのが10か月くらいとなるので、その名簿を作っておくことの意味というのがどこまであるのかというのがあります。

武本委員：名簿のことについてお伺いしたいのではなくて、例えば阪神大震災の時も東日本大震災の時も女性のトイレの問題や生理の問題や洗濯物を干すときの問題ですとかプライバシーの問題というのが非常にクローズアップされてきて、阪神大震災のときの反省が東日本大震災で生きてこなかったというのがあって、災害時の女性に対する支援というのはマニュアル化できるはずで、そういった観点からも是非ご検討いただきたいと思います。

事務局／岡田：その視点のことについては、下に書いております。地域防災計画の推進ということで、今年が地域防災計画の改定の年です。改定作業は遅れているのですが、地域防災計画を改定するとき、今おっしゃられた避難所の運営や備蓄の問題、その中には男女共同参画の視点は必ず入れてほしいということを防災安全課に地域防災計画の幹事として意見をし、調整しているというところなんです。

武本委員：最後感想ですが、この行動計画とは一般的な男女共同参画の意識を高めて、芦屋市の施策を一般的に上昇させようというところはどうかがえるのですが、本当にDVなどで被害を受けられたかたとか、過去にそういった経験から避難されているかた、そういった方の支援という観点からすると、NO35にもあるのですが、部分的に薄いのではないのかなというのが私の感想です。たとえば、家事相談というのはどういったことをするのですか。

事務局／岡田：家事相談は家庭裁判所の元調停員の相談員が、実際の離婚調停であったり、

裁判に行く前の調停に関する情報提供ということです。女性の悩み相談というのは、フェミニストカウンセラーによる相談が月に3回、それから家事相談というのが月に2回です。

武本委員：相談件数というのは、実際に確保されているのですか。

事務局／岡田：この4月に大原町から公光町にセンターが移転したのですが、その時期は少し件数が減ってきていたと思います。ただ夏場以降はほぼ埋まっているような状況です。予約を入れられても当日キャンセルされるかたもおられます。

武本委員：それは法律相談でもよくある話ですが、例えば、今芦屋市のインターネットを拝見させていただくと、相談の日程は書いているのですが、時間と第何曜日に実施というのが書いていないので、そういった工夫がないといけないと思います。

事務局／岡田：後程確認いたします。

武本委員：よろしくお願いします。私からは以上です。

柳屋会長：武本委員の発言からなのですが、DV関係の部分が少し薄いということですが、具体的にはどういったところですか。

武本委員：たとえば職員の研修でDVに特化した研修であったり、大事なのは職員間の連携ですね。私は伊丹に長くかかわってきたので経緯がわかっているのですが、昔は伊丹市の相談員でもDV被害のかたを門前払いにされていましたが、今ではほかのところでも相談に行けるまでになりました。どこかにいけばこの人はDVだろうというのを早期に認知して他課につながります。職員の意識が高くないと、DVの被害者というのは自分がDVを受けているという認識が全然ないです。市の職員からあなたDVですよと言われて初めて気付きましたという方がすごく多くて、職員の方が早期に発見してご本人に自覚させて必要な部署につないでいくというのは職員が連携していないと、職員の意識が高くないとできません。芦屋市の実情をまだ把握しきれていないのもうすでに行われているのであれば、いいのですが。配偶者暴力支援相談センターはできているのですか。

事務局／岡田：はい。これはもちろんDVだけではなく、認知症の方や他の方であっても、窓口の職員がいかにかッチするのかというのは、本当に大切なところなんです。市の中でも自分の部署に関係がないからとすり抜けてしまったり、セーフティネットにひっかかってくるとこないと、あとの支援がかなり変わってますので、まさにおっしゃられた通りです。それは研修しながら、周知をしながら十分すぎるということはありませんので、窓口の職員も自分の担当の仕事じゃなくてもそういったことに気をつかえるというのは行政職員として基本のところが必要なところですので、それはやっていきたいと思います。

柳屋会長：最終的には男女共同参画推進課のところに行くのですか。

事務局／岡田：DV相談室というのは配偶者暴力支援相談センターのことです。被害者支援のための庁内連携をとる被害者ネットワーク会議というのを男女共同参画推進課が所管しております。その中で直接の業務にあたっていないところ、教育部門・国保・福祉・年金などとネットワーク会議で情報提供して、さきほどおっしゃられた窓口でいかにかッチしていくのか、それは窓口職員の資質を上げないといけないことですので、その仕組みの推進は、行っています。

武本委員：NO38の弁護士の法律相談ですけれども、女性の弁護士による女性の法律相談という事でいいでしょうか。

事務局／岡田：これはいわゆる女性相談の法律相談ではなくて一般的な法律相談ですので、弁護士会に依頼して、当番で弁護士の方に来ていただくこととなります。

武本委員：市の委託相談ですね。尼崎市も伊丹市もそれとは別に女性の弁護士による女性のための法律相談というのを市役所外で設けておまして、それは是非行っていただきたいなと思います。尼崎市でも伊丹市でも女性の法律相談というのは需要が非常に大きくて、なぜかといいますと市役所の一般の委託法律相談の人はいろんな人が出入りしますよね。それ以外の女性のためのという、あまり一般の方が出入りしないところでしておまして、誰からも相談に行っているというのを知られない。子供と遊べる施設と一緒にないので自分がDVを受けて法律相談に行っているというのは絶対知られないので、女性弁護士による法律相談なので相談がしやすいです。当たってみないと男性の弁護士か女性の弁護士かわからないのでは、本当に深刻なDV被害者の方というのは行きにくいので、設けるようご検討いただきたいと思います。それから所管がお困りです課になっているのでそれはその関係だと思えます。この所管も男女共同参画推進課として、女性のための女性の法律相談としていただければと思います。

事務局／岡田：この計画の中でも検討課題として研究しているところです。武本委員がお越しなのでお聞きしたいのですが、法テラスの法律相談がありますが、法テラスのほうからDVの被害者に関する研修を受けられた弁護士のかたが当たられているということも聞くのですが、そのあたりの状況とかご存知でしたら教えていただきたいのですが。

武本委員：法テラスというのは弁護士費用を国が一旦立て替えて、弁護士に支払い、被害を受けたかたが法テラスに3000円でも5000円でも少しずつ払っていくというシステムが国にはあります。それは一般の弁護士費用よりも安い代わりに裕福な人が利用できるわけではなくて、経済的に困った人しか利用できない。ただ、DV被害者の女性は、ご主人に収入があっても離婚の場合は相手側になるので、ご主人の収入は換算されません。専業主婦のかたはほぼ法テラスで通ります。尼崎市でも伊丹市でも相談は市で無料で行き、法テラスを利用して弁護士を頼むということが多々あります。最近では法テラスがDVに対応する弁護士リストというのホームページ上に掲載をされております。芦屋市で公の女性のための女性による法律相談ということを行って、法テラスにつないで、法テラスを利用して弁護士を依頼してということもできますので、相談を受けてもそのあとのケアができないという心配はないと思います。

事務局／岡田：3回まで無料相談できますと聞いていますが、初回3回無料相談をしてそのあと引き続きクライアント契約のようになっていく場合は比較的安価な費用で低所得のかたはお願いできるということになっているのですか。

武本委員：あと生活保護のかたは返さなくていいので、非常に利用価値は高いと思います。相互の法テラスのほうを実施する法律相談をやるとそれで1回使ったこととなりますが、芦屋市で法律相談を無料で1回しても、それは法テラスを利用したことにはならないので、その方がまた事務所に行かれて、3回まで無料で法律相談を受けることができます。

事務局／岡田：さきほど3000円程度とおっしゃっていたのはそのあとの話ですか。

武本委員：何か依頼した時に3000円でも5000円でも1万円でも払える金額を設定します。

事務局／岡田：そのかたの所得の多い少ないによってでしょうか。

武本委員：いえ、金額は自分の希望で言えるので、所得とか資産の少ない人は法テラスを利用できますよね。その方が早く返したいから1万円をお願いしますといえば1万円になりますし。私は収入がないから月々3000円をお願いしますと言えば、比較的収入があっても3000円でいけます。その方の希望でほぼ通ります。

事務局／岡田：全体の費用がどうなるのかは、やってみないとわからないですか。

武本委員：いえ、法テラスの報酬基準がインターネットで見たらわかります。法テラスを利用した弁護士費用は法テラスが決めて、個々の弁護士が決めるわけではないので、法テラスにある報酬基準で決定しています。

柳屋会長：ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

中山委員：課題の整理についてですが、これでかなり絞られてまとまったと思いますが、1つ重なっている部分があると思うのですが、NO15とNO69は絞り切りは難しいのでしょうか。

事務局／岡田：ちょっと整理しにくいところですので、再掲しております。

中山委員：NO42ですが、夏休みを使って講座を行ったのですか。

事務局／岡田：はい。

中山委員：若い方の参加が少ないようですね。これは学校教育課に聞かないとわからないのですが、保健などの時間で健康講座ができないのでしょうか。

宮本委員：こういった健康講座は、この前実際やってみて思ったのですが、医師会からアタックしても市からアタックしてもターゲットの10代というのが届かないというのは感じています。今女子大にっているのですが、女子大生になると身近なことですごく評判はいいのですが、私自身はそういったパートナーができる前、18、19歳よりも15歳をターゲットにしたいという思いが強くて、15歳あたりに何度もめぐりこむ方法を考えるのですが、一番いいのは学校や教育委員会に言いに行くのがいいのですが、壁が厚いです。

中山委員：壁というのは何かあるのですか。

宮本委員：要望がないのです。

中山委員：必要に感じないということですか。

宮本委員：そうですね。急に問題が出てくるとあわてて呼ばれたというのはあるのですが、その前に保健の授業の中に入れていただきたいです。全員に行き渡らないと、1つの学校に突出して教えても全く意味がないです。

中山委員：小学校・中学校の成長過程でということですね。

宮本委員：高校1年生がいいですね。市の広報でもいいですし、講座でもいいので少し時間を持たせてほしいです。

高田委員：学校は時間がないとか、デートDVのことで努力してくださっていると思いますが、なかなか学校で1時間がとれないというのがあります。またこれから不妊症の関係で妊娠すると思うのなら早くしましよと、40代になって妊娠がしにくくなったというのは誰も教えてくれませんでしたということを、不妊症で悩んでいる方がおっしゃってまして、

厚生労働省もその知識だけではありませんという事で動き出しまして、文部科学省もそういったところとからんでくれるといいと思います。兵庫県もパンフレットを今年度国から予算をもらって作っていて、学校に配布しようと努力されています。厚生労働省と文部科学省が思っていることが違うのでせっかく作ったパンフレットも、文部科学省がこういう文言があるからダメとか、そのあたりの摺合せを上手にしないといけないと思います。あと一つ、ガールスカウトはありますか。今ガールスカウトの組織がDVのことをやりましょうとか、女性の権利のことをやりましょうという方向に動いているのですが、芦屋市のガールスカウトの活動状況がわからないので、なんとも言えませんが、伊丹市はガールスカウトが活発なので、そことコラボレーションするということはあります。若い人もいますので。

柳屋会長：もう少し情報収集していただけたらいいですね。

事務局／岡田：そうですね。

中山委員：広報だけでなく、市民全般的に行う広報活動の問題点の整理はどうでしょうか。たとえば、インターネットや刊行物など、周知の仕方の問題がないか、他に何かないか考えていただければと思います。お子さんがいらっしゃる親御さんに対する事業で、学校に配ってもらって持って帰ってくるなど、学校との連携も必要だと思います。

事務局／岡田：今年度試みているのは、PTA協議会にお願いして、若干動員のような形ではありますが、PTA協議会に趣旨を説明して、参加依頼をしました。時期の問題もあり全ての講座というわけにもいきませんが。

高田委員：ストーカー被害やちょうど同じ年代の女性が殺されていますよね。そういうことが起きると危機感を感じたりするので、そういうのをうまく取り込んでいけないかなと思います。実際私がPTAに行かせてもらえるときに、PTAは幼稚園から高校まで動員がかかるので、DVの講座というのは一般にしても半分くらいはDVの被害を受けている方が多いです。そうではなくて一般の方々に、DV、デートDVのことをしたり、メディアリテラシーのことやSNSのことをしたりされていますので、そういうところとうまく関わればいいと思います。

中山委員：もう1つだけよろしいでしょうか。NO31の育児休業と介護休業の制度の問題で、男性も女性も今年度あがっていますよね。最近だと40代の親で保育所・幼稚園の家庭が多いですね。その場合、各家庭介護の問題を抱えることになるので、行政で制度を作って補助しようとするので財政パンクになると思います。そういうことを考えた時に、市役所で就業の規則を抜本的に変えてしまう。たとえばデイサービスの時に4時までに家に帰らないといけない、そういうときに帰れるような制度を作って民間にも広まるよう、芦屋市で考えてもらいたいです。

事務局／岡田：リスクマネジメントの側面から見たワークライフバランスの促進で、まさにリスクマネジメントとして捉えてほしいというのが私どもの発信です。なかなか受け取り手のほうは、それをすることで得すること損することが見えてこない、つまり介護休業とらないといけない層というのは中間管理職より少し上の層のかたが抱えていらっしゃる。目の前にそういった問題がありますよと言うのですが、なかなかそのところは理解してもらえない。それは財源のことであつたりしますが。

中山委員：個人の家庭で解決していく制度をしていかないといけない。それを含めて行政と企業と家庭，個人が絡み合っ解決していかないといけないという提案です。

柳屋会長：民間企業は営利を追求しないといけないですからね。それを動かすのかということとはなかなか大きな壁があると思います。

中山委員：芦屋市でモデルを作ってもらえるようにすればいいと思います。

柳屋会長：そういった休暇を採用しているところを点数化して，点が高いところから県の仕事を決めると，そういったことをしているところがあると聞いております。いろいろと工夫が必要だと思います。その他，どうぞ。

船橋委員：先ほど広報の話ができましたけれども，私の自治会では回覧板で回ってくるがあります。そうすると読んでから回しますから，広報に入れるだけだと見ない人もいますから，そういうので男女共同参画を見てもらえると，男女共同参画を知らない人が多いのいいと思います。

柳屋会長：広報あしやは全戸配布になっているのですか。

事務局／岡田：全戸配布になっていないです。基本新聞折り込みですので，新聞をとっておられないかたは公共施設においてあるものを取っていただくかたちになります。

柳屋会長：市によっては全戸配布しているところもありますよね。情報提供をどうしていくか考えていく必要がありますよね。

中山委員：チラシが多くなりますと皆さん見ないです。スーパーの特価とその他になって，その他の中に入ってしまうと捨ててしまいますので，その中に入らないようにする工夫が要ります。

柳屋会長：その他いかがでしょう。

岩尾委員：具体的施策NO15の「地域活動への支援及び男性の参加促進のための働きかけ」と具体的施策NO69の「市民，団体，グループ，NPO等の参画と協同の推進」は，事業実施目標が同じになっています。自治会連合会の立場から言いますと，自治会活動のリーダーは男性が多いのですが，女性の参加も結構ございます。自治会のボランティア活動は男女を問わず参加していただきたい，催しにより男性の参加を促したい場合と女性の参加を促したい場合がありますが，そのような施策を行政として積極的に推進していただきたいと思います。市民参画課とやり取りをしておりますが，既に市民課窓口で新たに芦屋市へ転入してこられた方や，芦屋市在住者にも自治会に加入しませんかと2通りのチラシを置いてPRしてもらっています。自治会への加入率が悪いこと，後継者がいないことが悩みですのでよろしく願いいたします。

柳屋会長：参加を促す手立てを考えていただくということですね。

岩尾委員：男女共同参画ですので，男性・女性関わらず自治会活動に参加していただきたいと思えます。

柳屋会長：市の協力も必要だと思いますね。残り時間が限られてきていますが，他に何かありますか。

高田委員：計画書の部長評価の横，「平成26年度事業実施目標」とありますが，これは計画ではないでしょうか。計画があつて予算があつて実績があつて，何か問題があつたから次に計画…ではないのですか。目標というのはもっと前にあつて，こういう目標のためにこうい

う施策をして、それが具体的にこういった計画になるという順番から言うと、これが目標になるとパンフレットを配布するのが目標になってしまいます。目標はパンフレットを配布することではないですよ。啓発をして住民の方々が理解するというのが目標になってくるので、説明はいつもしてくださるのですが、他の方が見たときにこれが目標ではないかと思われてしまいます。

事務局／岡田：難しいところですね。目標と具体的に数字があげられるところはあげられるようにしないとうやむやになってしまいます。内容によって数値を上げていないところもあるのですが、例えば10個するという目標にしているところもあって、それはそういった数字の立て方も必要かなと思います。

高田委員：数字目標というからそうであって、手段が目標になってしまうというのはよくある話で、それを10個するのが目標になってしまって、誰でもいいから動員しようとするということになってしまいがちというのは、世の中に多々あると思うので心配です。PDCAサイクルが実際回っていないと10個することだけに対して努力する、そうではなくて何を目標なのか査定しないと、頭が固くなってしまうので、これをすることが大事というようにしないといけないと思います。啓発をするのに違う方法にしてみてもどうかという発想に結びつかないというか、例えばここに移ってきたが故に今まで駅前で歩行者が多かったからガラス戸越しに見てくれていたという、それも広報になっていましたが、駅から遠くなってここにあること自体が広報になることが薄くなってしまって、そうなると違う方法はどうかというように考えないといけないではないですか。そこを考えなくなってしまう帰来が多くなってしまうので、ここを目標にするという文言に関してはご検討いただきたいと思います。

柳屋会長：ご指摘ももっともなところもあると思いますので、その同じ並びに実施効果というのがあります。このあたりをきちんと意識していただいて目標は達成したけど効果はないというようにならないためにしていただくというのはどうでしょう。それでは時間が迫ってきていますので、最後に1つだけご質問のあるかた。

高田委員：先ほどの要援護者の続きですが、妊産婦だけではなくて垂直避難に関しては0～2歳児をもっているお母さんは、そういった訓練があるとおんぶ紐を準備しておかないといけないなどスリングを買っておかないといけないだとか、そういうことに発想が行くと思います。小さい子供をもつお母さんが、就労している人よりも家にいる人のほうが多くて、昼間にいるときに災害が起きたらどうするのかというのがありますから、こういうことがあって初めてわかると思いますので、女性の立場から小さい子供をもつお母さんにも参加していただく必要があります。

柳屋会長：では時間が来ていますので、この内容で進めていただきまして、次回は夏ごろになりますか。

事務局／岡田：夏ごろを目途に、実績があがってきてから実績報告・実施目標とともに皆さんに集まっていただくと予定しております。

柳屋会長：はい、それでは臨時福祉給付金に関してお願いします

事務局／岡田：情報提供だけになります。4月に消費税が増税されるのにその経済対策として、臨時福祉給付金が閣議決定されて今国会で審議の予定になっていますので、国

会審議を経て具体的になってくるかと思えます。これは厚生労働省がホームページに出していますが、DVの被害を受け避難している方も、保護命令が発令されている場合など一定の要件を満たす場合は、給付の対象となります。今の段階で皆さんに注意していただきたいのが詐欺です。還付金詐欺に類するようなそういった詐欺が必ず出てきますので今の段階では各世帯に対して行政のから問い合わせがいくというのはありませので、いろんな場面を使って広報してまいります。

柳屋会長：ありがとうございました。その他なにか情報提供等ございましたら。

事務局／岡田：次年度以降の予定などお伝えさせていただきましたが、実績報告・実施経過をもう少し早い段階でさせていただきたいということでお願いしたいと思えます。

柳屋会長：それでは終了させていただきます。ありがとうございました。

=閉会=